相続税の申告を税理士に依頼される方へ

相続税申告はe-Taxをご利用ください

＼　**約７割**がe-Taxで申告されています　／

～　こんな場面で こんなに便利　～

データで申告書などの書類を保存すれば、ペーパーレスですっきり！

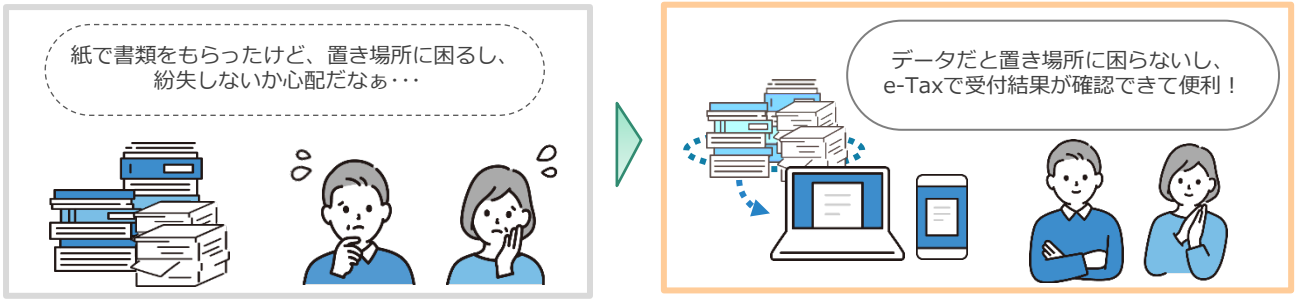

✓ 依頼された税理士が相続税の申告書等を**e-Taxで代理送信**すると、ご自身のe-Taxのメッセージボックス（**お知らせ・受信通知（※）**）から、**PCやスマートフォンで申告書の受付結果や提出内容を確認できます！**

※　e-Taxのメッセージボックス内にある各メッセージが確認できる期間は、受信通知が格納されてから**1,900日間（約5年間）**です。**提出された申告書等の保存が必要な方は、事前にPDFファイル等での保存をお願いします。**

※　令和８年分用から申告書の控用が廃止になりますので、申告書を書面で提出する場合、ご自身で控えの作成・保管をする必要があります。

【メッセージボックスについて】

納付手続も オンラインで！キャッシュレス納付（電子納税など）で現金・納付書不要！

✓ インターネットバンキングなどで、**PCやスマートフォン**から**納付**する場合は、**金融機関や税務署の窓口へ行かずにいつでも手続ができます！**

【電子納税について】

税理士に申告書の作成を依頼する際の留意事項

e-Taxのご利用には、申告される方１名につき、１つの**利用者識別番号（16桁）**が必要です。

なお、過去に所得税や贈与税などの申告でe-Taxをご利用されたことがある場合、その際に用いた利用者識別番号を税理士にお伝えください。

利用者識別番号の確認手順は、裏面へ

【参考】税理士をお探しの方へ

日本税理士会連合会ホームページ内の**「税理士情報検索サイト」で税理士及び税理士法人を検索することができます。**

⇒　税理士情報検索サイト【https://www.zeirishikensaku.jp】

※　税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としています。

税金に関する相談や申告書の作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士又は税理士法人以外の者が行うことはできませんので、**「にせ税理士」にご注意ください。**

【税理士情報検索サイト】

国税庁　法人番号7000012050002

令和８年７月

利用者識別番号の確認について

税理士に申告書の作成を依頼される際は、利用者識別番号の有無に応じて、以下を財産取得者（相続人等）ごとに記入いただき、この用紙を税理士にお渡しください。

☐ 利用者識別番号が**分かる方**

下欄に利用者識別番号を記載してください（確認方法は以下の手順をご覧ください。）。

【利用者識別番号】

☐ 利用者識別番号を**取得したことがない**又は**分からない方**

利用者識別番号の取得又は確認はご自身で行うか、税理士に依頼することもできます。

- ☐ 税理士に利用者識別番号の取得又は確認を依頼する。
- ☐ ご自身の住所地を管轄する税務署に利用者識別番号の取得又は確認を行い、後日、税理士に利用者識別番号を伝える。

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者識別番号の確認手順

マイナンバーカードを利用して、e-Taxをご利用されたことがありますか？

はい or 覚えていない

e-Taxソフト（WEB版）のマイページ（基本情報）を確認できますか？

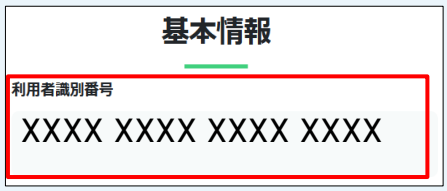

マイナンバーカード等でe-Taxソフト（WEB版）へログインいただくと、マイページ（基本情報）から、利用者識別番号の確認ができます。

【利用者識別番号の確認方法】

はい

いいえ

利用者識別番号が確認できる書類はお持ちですか？

－書類の一例－

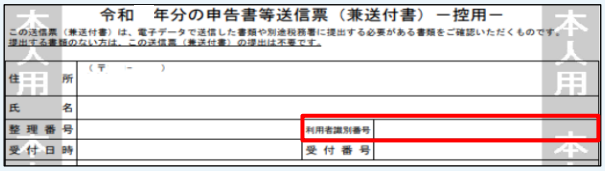

◎申告書等送信票

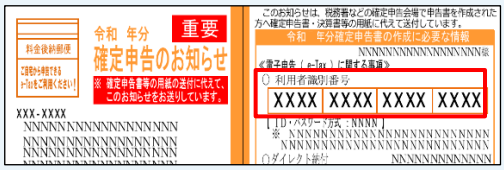

◎確定申告のお知らせ

はい

お持ちの書類に記載又は表示された利用者識別番号をご利用いただけます。

※　この番号を税理士へお伝えください。

いいえ

「**電子申告・納税等開始（変更等）届出書**」をご自身の住所地を管轄する税務署に提出し、利用者識別番号を確認してください。

※　届出書の提出は税理士へ依頼することもできます。
※　利用者識別番号が不明な場合は、変更等届出書を提出してください。

【変更等届出書の作成】